

那覇市ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援 事業について

那覇市では、市内に居住するひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、給付金を支給しています。

★講座の申込み前までに！ 事前相談が必要となります。詳しくはお問い合わせください。



事業内容

○ 対象者

市内に居住するひとり親家庭の親(現に20歳未満の児童を扶養している者)及びひとり親家庭の児童(ひとり親に扶養されている20歳未満の児童)であって、次にあげる全ての要件を講座指定申請時、受講開始時、受講修了時および合格時に満たしている者とする。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者。
- ② 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- ③ 給付金を受給したことがない者であること。ただし、受給したことがある者が申請

者の場合であっても、対象講座を受講する者が給付を受給したことがない場合には、

この限りではない。

例えば、申請者が母親で過去に受給したことがあっても、受講を希望する児童が過去に受給していなければ、受けられる。

○ 対象講座

高等認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)のうち、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校等に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象としない。

○ 給付金の種類と支給金額

受講開始時給付金・・・対象講座の受講を開始した場合に支給する。

給付金の額は、支給対象者が支払った額30%に相当する額とする。ただし、その額が7.5万円を超える場合は7.5万円とし、4千円を超えない場合は支給しない。

受講修了時給付金・・・対象講座の受講を修了した場合に支給する。

給付金の額は、支給対象者が支払った額40%に相当する額から受講開始時給付金の額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が10万円を超える場合は10万円から受講開始時給付金の額を控除した額とし、4千円を超えない場合は、受講修了時給付金は支給しない。

合格時給付金・・・**受講修了時給付金**を受けた者が、受講修了日から起算して**2年以内**に高卒認定試験の**全科目に合格**した場合に支給する。
 支給金額は、支給対象者が支払った額の20%に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の給付金の合計額が15万円を超える場合は、15万円から受講開始時給付金及び受講修了時給付金の額を控除した額とする。

[支給例]

支給限度額	－	受講開始時給付金	－	受講修了時給付金	=	合格時給付金
(15万円)	－	(4万円)	－	(6万円)	=	(5万円)

申請から給付までの流れと注意事項

事前相談



・・・窓口(那覇市子育て応援課)にて、給付金についての案内を受け給付金受給資格があるか、対象講座であるか確認をする。
 *受講予定の講座資料を持参すること。
 (開講日や金額、対象講座である等が記載されているもの)

受講対象講座
指定申請



・・・提出書類については、別用紙にて案内。
受講前に講座指定を受けなければ、給付金の請求はできない。
 *受講前とは、通学制は開講していないこと。通信制は教材費が届いていないこと。

「受講対象講座指定講座決定通知」が届けば、**講座受講可能**。



受講開始時給
付金支給申請



・・・受講開始日から起算して**30日以内**に、支給申請書に必要書類を添えて提出。
 *提出書類は、別用紙にて案内。

審 査



・・・支給決定または不支給決定を行う。
 決定通知と一緒に必要書類の案内が届く
 *必ず支給されるものではありません

請求書と
必要書類提出



支 給

・・・指定口座へ振込

受講修了時給
付金支給申請



.....受講修了日から起算して30日以内に、支給申請書に必要書類を添えて提出。

*提出書類は、別用紙にて案内。

審査



.....支給決定または不支給決定を行う。
決定通知と一緒に必要書類の案内が届く

*必ず支給されるものではありません

請求書と
必要書類提出



.....必要書類を提出。

支給

.....指定口座へ振込

☆講座修了日から起算して、2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した者

合格時給付
金支給申請



.....合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に、支給申請書に必要書類を添えて提出。

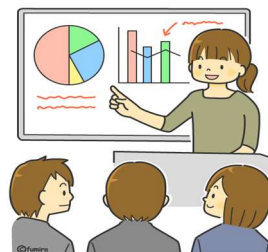
*提出書類は、別用紙にて案内。

受講修了時給付金の支給と同じ流れ

【受給資格喪失について】

以下の場合、給付の支給対象ではなくなります。

- ・ひとり親家庭の親又は児童でなくなったとき。
- ・講座の受講を途中でやめたとき。
- ・本市外に転出したとき。



注意：指定講座決定を受けた場合でも、子が20歳に到達した時点で資格喪失になります。

那覇市 こどもみらい部 子育て応援課 児童家庭グループ
電話 861-6951 (内 2559・2566) (那覇市役所 3F 45 番窓口)